

# Legal Alert

2026年8月

## Decree296/2026/ND-CPに基づく企業登録制度の主な改正点

2026年7月23日、ベトナム政府は企業登録に関するDecree168/2025/ND-CPを改正するDecree296/2026/ND-CP（以下「Decree296」）を公布しました。Decree296は公布日より施行され、実質的支配者の特定、会社所有者・株主の申告義務、および企業登録手続の一部簡素化などに関する重要な改正を定めています。主なポイントは以下のとおりです。

### 1. 名義貸しによる出資スキームの禁止

Decree296は、会社所有者および株主が、企業登録申請書類に含まれる情報の適法性、真実性および正確性について、自ら申告し法的責任を負う義務を明確化しています。

これに伴い、会社所有者および株主は、出資持分および所有権益が実際の出資者または所有者によって保有されていることを確保する責任を負います。また、企業への出資を目的として、他の個人または組織に代わって所有権益を保有する名義貸しスキームに関与または参加することは認められません。

### 2. 公的データベースの情報活用による企業登録手続の簡素化

Decree296における注目すべき改正として、企業登録当局は、企業に対して既に国家機関が保有する書類の再提出を求めるのではなく、国家企業登録データベースおよびその他の相互接続された国家データベースから自ら情報を取得することとなりました（電子データによる書類提出代替制度）。この措置により、提出書類要件の削減および企業登録手続の効率化が期待されます。

もっとも、登録当局が関連情報にアクセスできない場合、または当該情報が不完全もしくは不正確である場合には、企業は追加書類の提出を求められる可能性があります。このため、企業は申請書類の処理遅延を回避するため、関連する国家データベースに記録された情報を定期的に確認し、更新することが推奨されます。なお、電子データによる書類提出代替制度の適用範囲は、国家企業登録ポータルで公表されているデータ連携・情報共有の範囲に応じて決まります。

### 3. 実質的支配者の特定および申告基準の拡大

Decree296は、企業の実質的支配者（Beneficial Owner）の特定および申告方法を大幅に見直しています。新制度では、所有比率基準に主として依拠するのではなく、企業に対して、その企業を最終的に所有または実効的に支配する個人を特定するため、所有構造全体を検証することを求めています。

特定プロセスでは、最終的な実質的支配者を判定するために、中間法人やその他の法的スキームを通じた所有関係を遡って確認する必要がある場合があります。

Decree296は、実質的支配者の特定について、以下の優先順位を定めています。

- **所有基準（Ownership test）**：企業の定款資本または議決権の25%以上を直接または間接に保有する個人。
- **支配基準（Control test）**：当該企業の持分を必ずしも保有していないものの、重要事項について決定権または決定的な影響力を有する個人。これには、主要役職者の任命または解任、定款変更、ガバナンス体制の変更、財務・投資・事業運営方針の決定、および企業再編が含まれます。
- **補完基準（Fallback test）**：上記基準に基づき特定できる個人が存在しない場合には、企業を代表する最高位の管理権限者を実質的支配者として特定します。

#### 4. 外国投資家は投資登録前に企業登録を行うことが可能

もう一つの注目すべき改正として、Decree296では一定の場合において、外国投資家は企業登録申請書類の一部として投資登録証明書（Investment Registration Certificate）の写しを提出する必要がなくなりました。その代わりに、当該投資家は、ベトナム法に基づき外国投資家に適用される市場参入条件を満たしている旨を誓約することにより、企業登録手続を進めることができます。

この新たな制度により、外国投資企業の設立手続の短縮および簡素化に寄与することが期待されます。ただし、当局はその誓約内容をその後の手続において投資関連法規の遵守状況を審査する基礎として利用するため、投資家は引き続き適用される投資規制および市場参入要件を完全に遵守する必要があります。

#### 5. 新規制を踏まえた企業への提言

Decree296による改正を踏まえ、企業は法定的リスクの軽減および将来の企業登録手続の円滑化のため、現行のコンプライアンス状況を積極的に見直すことが推奨されます。

特に、以下の対応を検討すべきです。

- **所有構造および出資構造の見直し**

所有権益が実際の所有者または株主によって保有されていることを確認し、新規制に抵触する名義貸しスキームが存在しないことを検証する。

- **実質的支配者情報の評価および更新**

Decree296において拡大された基準に従い、特に多層的な所有構造を有する企業、外国株主を有する企業、または伝統的な株式保有を超えた支配関係を有する企業について実質的支配者情報を見直す。実質的支配者を特定された場合、企業は、関連する企業登録手続を行う際に、実質的支配者情報に関する報告義務および更新義務を遵守する。

## ・ 関連国家データベースの情報の正確性および整合性の確認

登録当局が関連国家データベースを活用する場合に、追加提出要請や手続遅延のリスクを最小化するため、登録情報の正確性および整合性を確認する。

## ・ 外国投資家の場合

企業設立手続開始前に、予定事業分野に適用される市場参入条件を慎重に評価するとともに、その後の投資関連手続に必要な資料を準備し、企業登録申請と投資登録申請との整合性を確保する。

総じて、Decree296は、企業所有の透明性向上を図るとともに、デジタル化の推進および行政手続の簡素化を進めるという政策方針を反映しています。企業は、新たな要件に適時に対応し潜在的な法的リスクを最小化するため、所有構造、登録データおよびコンプライアンス記録を積極的に見直すことが望まれます。

## Contact us

Email: [info@kpmg.com.vn](mailto:info@kpmg.com.vn)

### KPMG Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザリー・サービス、ファイナンシャル・アドバイザリー・サービス、ITコンサルティング

### Japanese Practice

#### Hanoi

46<sup>th</sup> Floor, Keangnam Landmark 72,  
Pham Hung Street, Yen Hoa Ward,  
Hanoi, Vietnam  
T +84 (24) 3946 1600

谷中 靖久 - HCMC 兼任  
公認会計士（日本）ダイレクター  
E yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

加藤 正一  
公認会計士（米国）シニアマネジャー  
E masakazukato1@kpmg.com.vn

長田 佳樹  
公認会計士（日本）シニアマネジャー  
E yoshikinagata@kpmg.com.vn

桑原 史弥  
公認会計士（米国）アシスタントマネジャー  
E fkuwahara@kpmg.com.vn

Pham Thi Thu Huong - 日本語可  
マネジャー  
E huongtpham@kpmg.com.vn

Nguyen Viet Cam Van - 日本語可  
マネジャー  
E vcnguyen1@kpmg.com.vn

#### Ho Chi Minh City

10<sup>th</sup> Floor, Sun Wah Tower,  
115 Nguyen Hue Street, Sai Gon Ward,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
T +84 (28) 3821 9266

古屋 秀規  
公認会計士（日本）ダイレクター  
E hfuruya@kpmg.com.vn

角田 長基  
シニアマネジャー  
E masakikakuda@kpmg.com.vn

宮本 康太郎  
マネジャー  
E kotaromiyamoto1@kpmg.com.vn

### ベトナムデスク

#### 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

100-8172  
東京都千代田区大手町1-9-7  
大手町フィナンシャルシティ  
サウスタワー  
T +81 33548 5805

秋葉 敬幸  
公認会計士（日本）シニアマネジャー  
E takayuki.akiba@jp.kpmg.com

#### 大阪事務所

〒 541-0048  
大阪市中央区北浜3丁目5番29号日本  
生命淀屋橋ビル  
T +81 67731 1000

三木 拓也  
公認会計士（日本）シニアマネジャー  
E takuya.Miki@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



Scan to visit our website: [kpmg.com.vn](https://kpmg.com.vn)